現行	改正後	摘要
第2 派遣対象施設等 1 派遣対象施設は、次のとおりとする。 (1)看護職員が感染症に感染し、若しくは看護職員が感染症の濃厚接触者とされ、又はクラスター(リンクが追える集団として確認できた陽性者の一群をいう。)が発生した医療機関等であって、業務を継続するために看護職員の派遣が必要と認められる医療機関等	ンクが追える集団として確認できた陽性者の一群を いう。)が発生した医療機関等であって、業務を継続	記載を要項より削
以下、第6まで 省略	以下、第6まで省略	
この要項は、令和2年6月8日から施行する。	から適用する。(一部改正) この要項は、令和3年11月1日から施行する。(一部改正) この要項は、令和4年2月4日から施行し、1月9日から適用する。(一部改正) この要項は、令和4年2月24日から施行し、4月1日から適用する。(一部改正) この要項は、令和4年4月26日から施行する。(一部改正) この要項は、令和4年7月28日から施行する。(一部改正) この要項は、令和4年10月11日から施行し、10月1日から適用する。(一部改正) この要項は、令和5年1月6日から施行し、1月1日から適用する。(一部改正) この要項は、令和5年4月10日から施行し、5月8日から適用する。(一部改正) この要項は、令和5年5月15日から施行し、5月8日から適用する。(一部改正)	

看護職員の派遣に係る経費

この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。

	日額	2 交替 12時間勤務	
下欄以外の医療機関 等	22,400円	33,600円	
重点医療機関	66,240円	99,360円	
新型コロナウイルス 感染症に感染した入 所者に対して継続し て療養を行う高齢者 施設	44,160円	66,240円	
高齢者施設(注)	66,240円	99,360円	
新型コロナウイルス 感染症の院内感染が 発生している医療機 関(注2)	66,240円	99,360円	

- ※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、 業務従事日数は2日とする。
- (注) 令和4年4月1日から令和5年9月30日まで の派遣に限った特例とする。
- (注2) 令和5年7月11日から令和5年9月30日までの派遣に限った特例とする。

看護職員の派遣に係る経費

この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。

	日額	2 交替 12時間勤務
下欄以外の医療機関 等	22,400円	33,600円
新型コロナウイルス 感染症に感染した入 所者に対して継続し て療養を行う高齢者 施設	44,160円	66,240円
高齢者施設(注)	66,240円	99,360円

令和5年10月1 日以降に実施する 派遣について、高 齢者施設へ看護職 員を派遣する際の 国の上限単価の特 例が延長され、重 点医療機関及び新 型コロナウイルス 感染症の院内感染 が発生している医 療機関に派遣する 場合における国の 上限単価の特例が 終了となった ことに伴う改正

- ※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業 務従事日数は2日とする。
- (注) 令和4年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの 派遣に限った特例とする。